

日EU・EPA 農林水産物の大枠合意の概要

平成 29 年 7 月 6 日
農 林 水 産 省

1 ポイント

- 大枠合意においては、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたと考えています。
- 乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当に留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するに留めました。
- 豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- 牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- また、林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。
- EU 側の関税については、牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し、EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することができました。

2 我が国のEUからの輸入

(1) 農産物

① 米

- ・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。

② 麦

- ・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ ごく少量の関税割当枠(EU枠)※を設定(国家貿易・SBS方式)。

※ 総輸入量の約 0.005%

③ 麦芽

- ・ 現行の関税割当制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ EUからの現行輸入実績を下回る関税割当枠(EU枠:無税)※を設定。

※ 輸入実績の約 4 分の 3

④ 砂糖

- ・ 現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持。
- ・ 粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠(無税・無調整金)を設定。

⑤ でん粉

- ・ 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ 近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU 枠)※を設定。

※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

⑥ 豚肉

- ・ 差額関税制度を維持(分岐点価格(524 円/kg)を維持)。
- ・ 長期の関税削減期間(10 年)と輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 従量税削減部分の発動基準数量:5 年目:63,000 トン→10 年目:105,000 トン

⑦ 牛肉

- ・ 関税削減で 16 年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量:初年度:43,500 トン→16 年目:53,195 トン

⑧ 乳製品

i) 脱脂粉乳・バター等

- ・ 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内。

※ 初年度 12, 857 トン→6年目 15, 000 トン(生乳換算)

ii) ホエイ

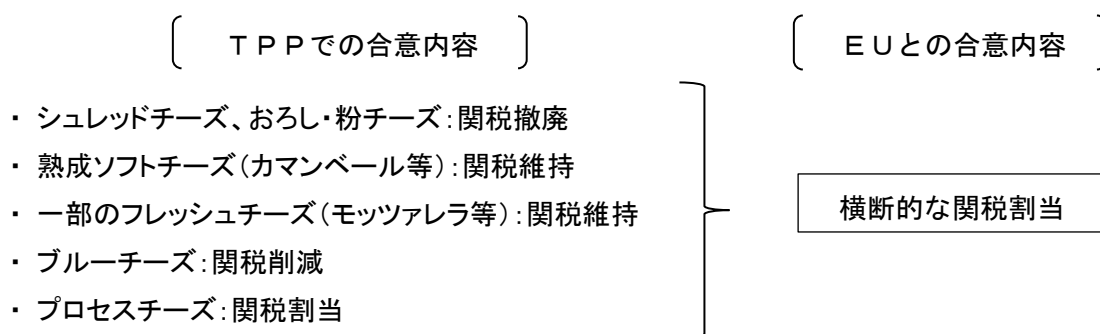
- ・ 脱脂粉乳(たんぱく質含有量 34%)と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量 25-45%)について、関税削減に留め(TPPでは関税撤廃)、11 年目以降も TPP における初年度の関税水準の3割を維持。
- ・ 輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量:21 年目:8, 011 トン(脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準)

iii) チーズ

- ・ ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当(枠内税率は段階的に引き下げ、16 年目に無税)とし、枠数量※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。

※ 初年度 20,000 トン→16 年目 31,000 トン、17 年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定。



- ・ 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪 45%未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(16 年目に撤廃)。
- ・ プロセスチーズ原料用チーズの国産抱合せ無税の関税割当制度は維持。

⑨ パスタ、チョコレート菓子等の加工品

- ・ パスタ(マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは 11 年目、ビスケットは 6~11 年目に、それぞれ撤廃)。

(2) 林産物

構造用集成材、SPF 製材等の林産物 10 品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（段階的削減を経て8年目に撤廃）。

(3) 水産物

- ・ 海藻類（のり、こんぶ等）は、関税撤廃等からの「除外」を確保。
- ・ あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保（16 年目に撤廃等）。
- ・ なお、漁業補助金については、禁止補助金の対象外。

3 我が国のEUへの輸出

輸出重点品目である牛肉、茶、水産物などを含め、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。

品目	現行関税	合意内容
醤油等調味料	7.7% (醤油)	即時撤廃
ほたて貝	8% (冷凍)	関税撤廃 (8年目)
緑茶	3.2% (3kg 以下の小口用)	即時撤廃
牛肉	12.8% + 141.4 ~ 304.1 €/100kg	即時撤廃
花き	6.5%、8.3% (植木・盆栽・鉢もの)、 8.5%、10% (切り花)	即時撤廃
ぶり	15% (冷凍フィレ)	即時撤廃
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 9.5 ユーロ/100kg (ながいも)	即時撤廃
林産物	6% ~ 10% (合板等)	即時撤廃
豚肉※	46.7 ~ 86.9 ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏肉※	6.4%、18.7 ~ 102.4 ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7 ~ 142.3 ユーロ/100kg	即時撤廃
乳製品※	118.8 ユーロ/100kg 等 (脱脂粉乳) 189.6 ユーロ/100kg 等 (バター)	即時撤廃

(注1) コメは、相互に「除外」。

(注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

4 地理的表示(GI)について

- ・ 相互に保護を求めるGI産品を確定。
- ・ EUが求めるGI産品については、公示等の手続を行った上で農林水産大臣が指定。